

年金収入のみの方などの住民税申告について

申告納税相談におきましては、特段のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、今年も申告相談待ち時間の短縮を目的として、下記のとおり住民税申告の日を設けます。
申告相談人数の分散を図るため、下記のとおり対象者を限定しておりますので、ご留意ください。
また、会場の混雑緩和のため、車などでお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

◆対象

◎年金収入のみの方で、①～③の要件にすべてあてはまる方

- ①年金から所得税が源泉徴収されていない方
(2箇所以上から受給している方は、すべての年金から源泉徴収されていないこと)
- ②年金収入の合計が400万円以下の方
- ③医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除などの所得控除の手続きをされる方

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	区分	個人番号					
	住所	芳賀郡益子町大字〇〇123-4					
	フリガナ	マシコ タロウ	生年 月日	明治	大正	昭和	平成
	氏名	益子 太郎					
区分	支払金額	源泉徴収税額					
法203条の3第1号適用分	1,234,567	0					
法203条の3第2号適用分	0	0					
法203条の3第3号適用分	0	0					
法203条の3第4号適用分	0	0					

支払金額の合計が400万円以下であること。

源泉徴収税額がすべて0であること。

◎非課税所得(障害年金・遺族年金など)のみの方

◎収入がなかった方

上記以外の方は、裏面日程表の地区割りの日に申告してください。

(農業所得や不動産所得がある、所得税の還付を受けるなど)

◆日時

2月5日(木)・6日(金) 午前9時～12時、午後1時～3時

*地区ごとに日時を指定しておりますので、ご確認ください。

月	日	曜	午前9時～12時	午後1時～3時
2	5	木	益子地区	田野地区
	6	金	益子地区	七井地区

◆場所

益子町役場2階 大会議室 (都合により変更となる場合があります)

◆持参するもの

・マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)と身元確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

・源泉徴収票

<所得控除の手続きをされる方>

- ・生命保険料・地震保険料等の控除証明書
- ・医療費通知または医療費控除の明細書

※医療費の領収書を【個人】、【医療機関】ごとに分け、それぞれの支払合計金額を計算して、明細書を作成しておいてください。

申告の内容によっては再度来庁していただく場合がありますので、ご了承ください。